

## 『令和 5 年度 参考資料集』

- 古賀市の障がい者の現況（令和 6 年 3 月末）・・・ P1～P4
- 障がい者生活支援センター「咲」、  
地域活動支援センター「みどり」相談件数・・・ P5
- 古賀市広報「咲からの風」・・・ P6～P7

# 古賀市の障がい者の現況(令和6年3月末)

## 障がい者手帳交付状況

|              | 令和6年3月末 | 令和5年3月末 |
|--------------|---------|---------|
| 身体障がい者手帳     | 1,899人  | 1,943人  |
| 療育手帳         | 550人    | 533人    |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 733人    | 631人    |
| 合計(延べ)       | 3,182人  | 3,107人  |

## 身体障がい者手帳 ・等級別年齢区分

| 年齢区分  | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級   | 6級   | 計      | 割合    |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|-------|
| 0~17  | 27人   | 7人    | 3人    | 2人    | 0人   | 2人   | 41人    | 2.2%  |
| 18~64 | 154人  | 88人   | 65人   | 103人  | 44人  | 30人  | 484人   | 25.5% |
| 65~   | 441人  | 156人  | 227人  | 385人  | 85人  | 80人  | 1,374人 | 72.4% |
| 計     | 622人  | 251人  | 295人  | 490人  | 129人 | 112人 | 1,899人 |       |
| 割合    | 32.8% | 14.1% | 15.5% | 25.8% | 6.8% | 5.9% |        |       |

## ・障がい種別数

|             | 令和6年3月末 | 令和5年3月末 |
|-------------|---------|---------|
| 視覚障がい       | 100人    | 104人    |
| 聴覚障がい・言語障がい | 159人    | 168人    |
| 肢体不自由       | 903人    | 938人    |
| 内部障がい       | 737人    | 733人    |
| 合計          | 1,899人  | 1,943人  |

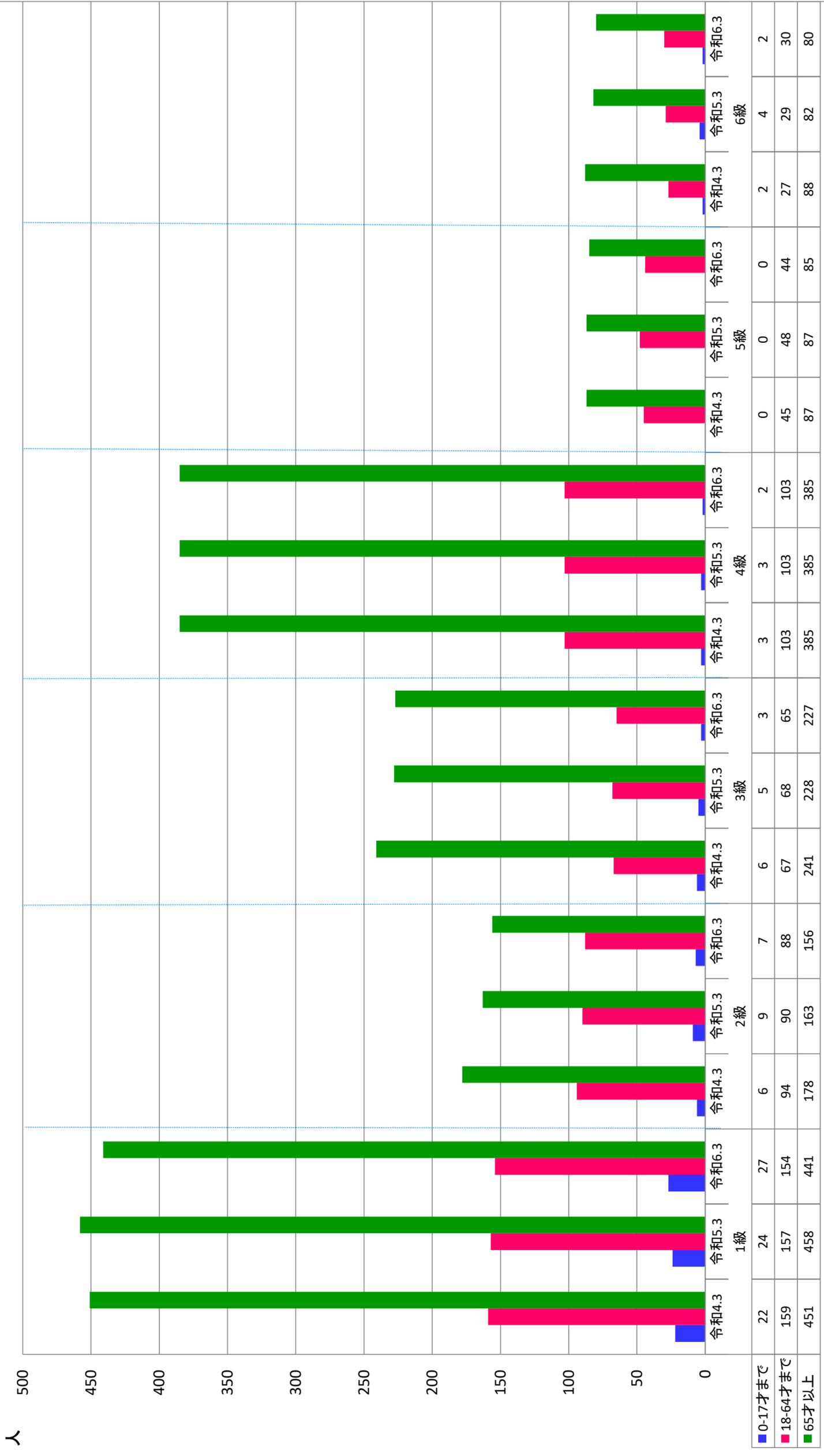
## 療育手帳 ・等級別年齢区分

| 年齢区分  | A     | B     | 計    | 割合    |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 0~17  | 44人   | 143人  | 187人 | 34.0% |
| 18~64 | 155人  | 185人  | 340人 | 61.8% |
| 65~   | 16人   | 7人    | 23人  | 4.2%  |
| 計     | 215人  | 335人  | 550人 |       |
| 割合    | 39.1% | 60.9% |      |       |

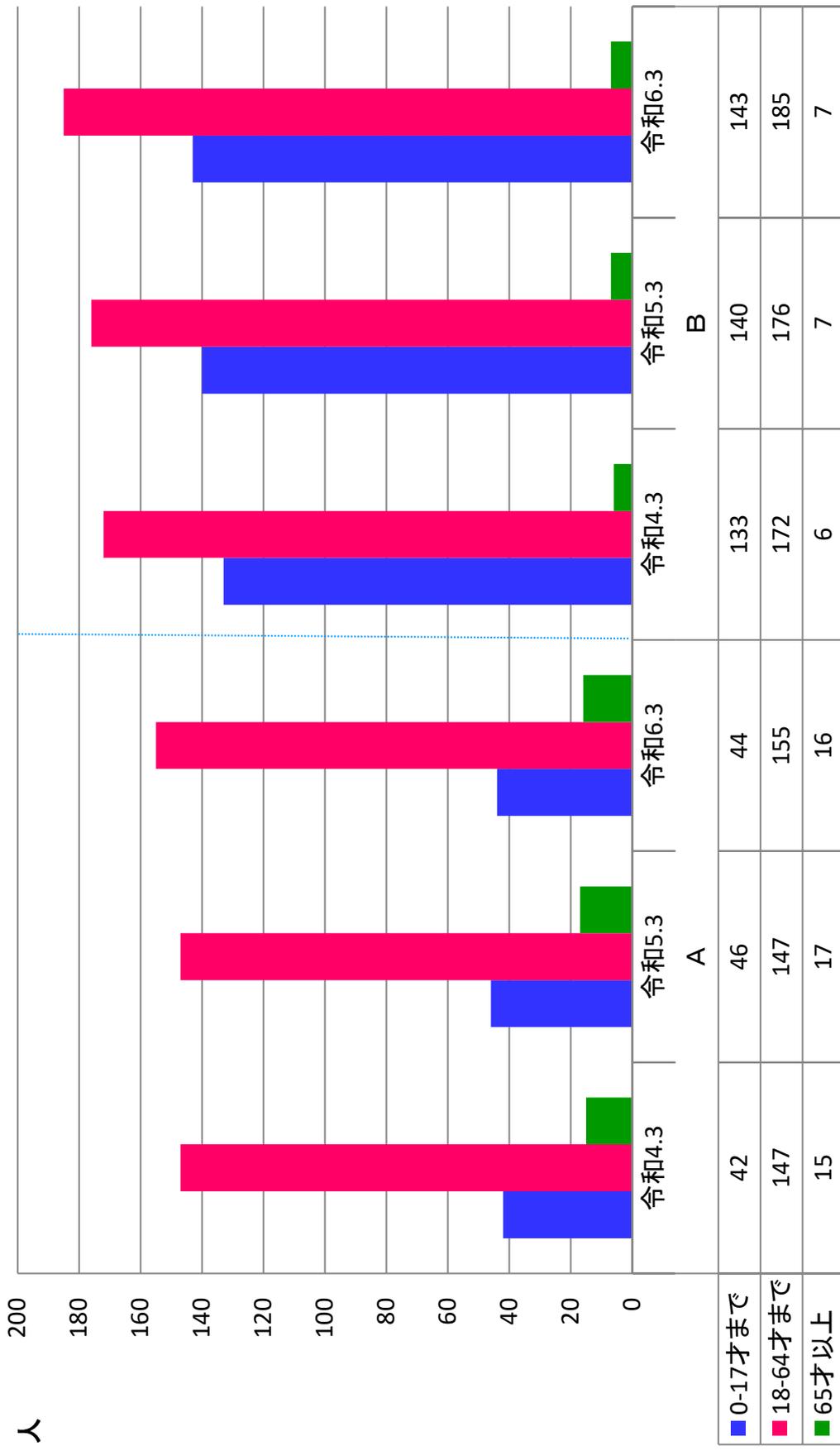
## 精神障がい者保健福祉手帳 ・等級別年齢区分

| 年齢区分  | 1級   | 2級    | 3級    | 計    | 割合    |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
| 0~17  | 3人   | 24人   | 30人   | 57人  | 7.8%  |
| 18~64 | 21人  | 300人  | 250人  | 571人 | 77.9% |
| 65~   | 15人  | 66人   | 24人   | 105人 | 14.3% |
| 計     | 39人  | 390人  | 304人  | 733人 |       |
| 割合    | 5.3% | 53.2% | 37.4% |      |       |

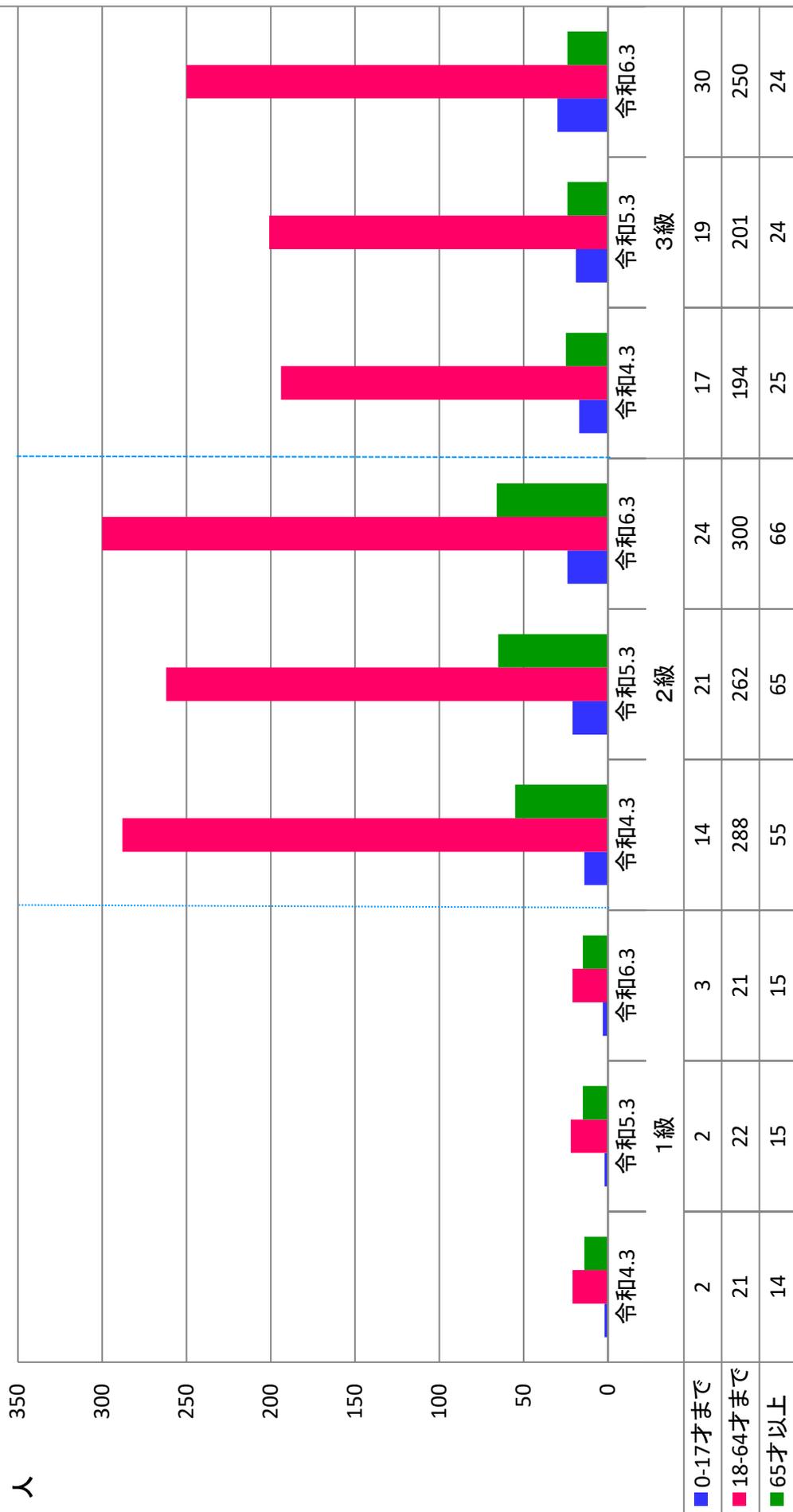
# 身体障がい者手帳所持者推移



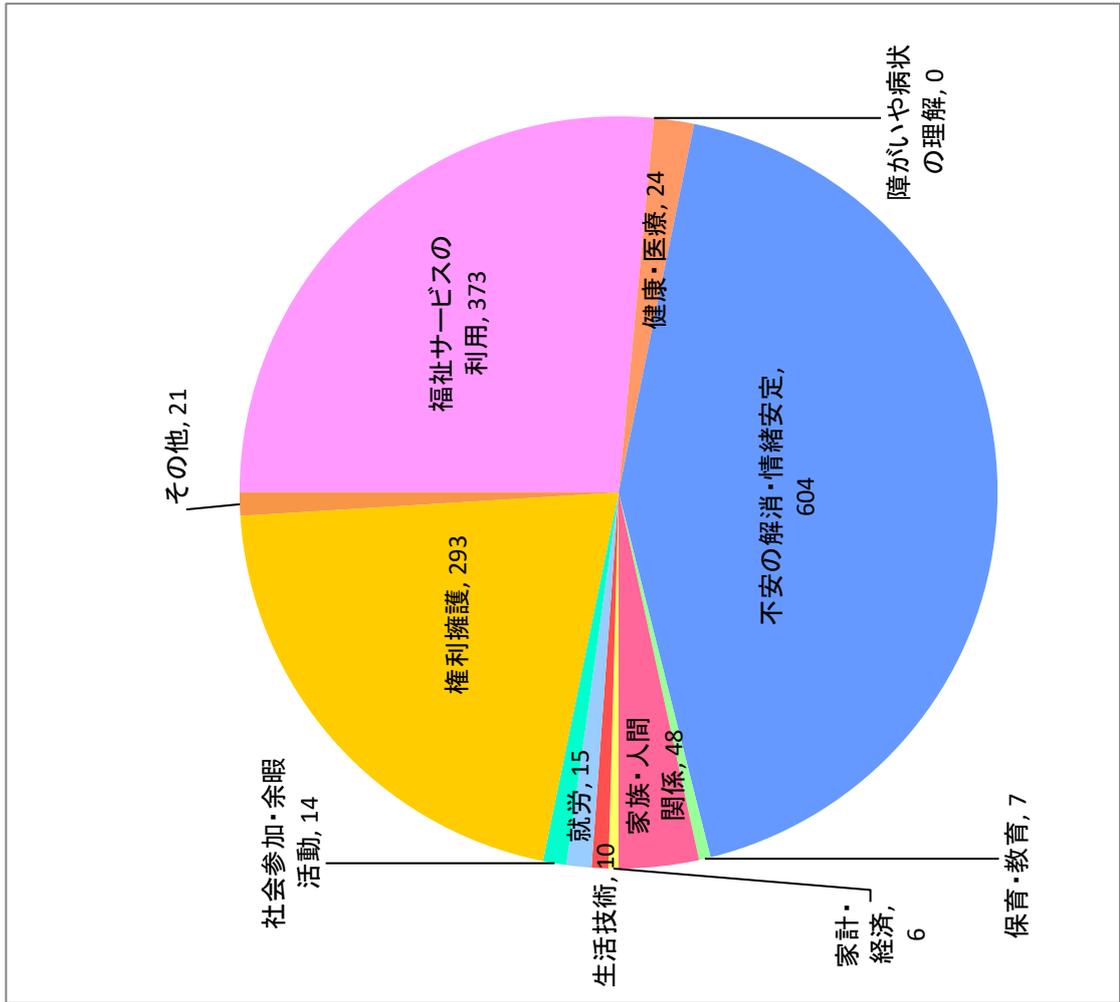
# 療育手帳所持者推移



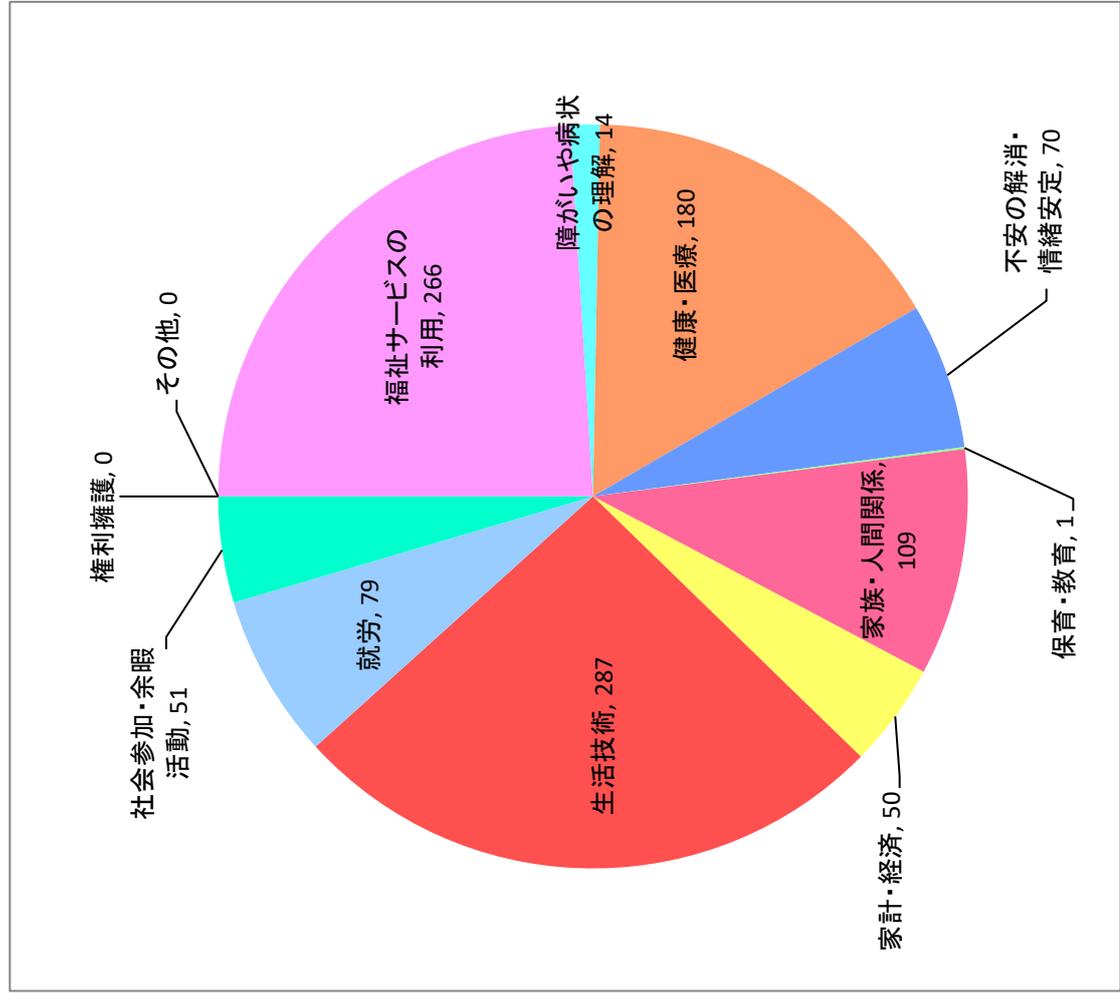
# 精神障がい者保健福祉手帳所持者推移



## 障がい者生活支援センター「咲」相談件数 (令和6年3月末：合計1,408件)



## 地域活動支援センター「みどり」相談件数 (令和6年3月末：合計1,107件)



知っておいてください・・・  
●暴力だけではありません。こんなことも虐待になります

### 身体的虐待



体に暴力（殴る・蹴る・つねるなど）を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする（ベッドに縛りつけるなど）。飲食物などを無理やり口に入れる。など

【こんなサインが…】

- 身体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。 など

### 性的虐待

無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりする。性的なはずかしめ（裸での放置など）。など



【こんなサインが…】

- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。 など

### 経済的虐待

本人の同意なく財産や年金、賃金などを使う。正当な理由なく日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない。など



【こんなサインが…】

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要なお金を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など

# 虐待

障がいのある人への

なくすために

### 心理的虐待

侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与える。話しかけてきても故意に無視する。 など



【こんなサインが…】

- おびえる・泣く・叫ぶなどパニックを起こす過度の恐怖心がある。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 不規則な睡眠（悪夢・眠ることへの恐怖・過度の睡眠など）の訴えや状態がある。 など

### 放棄・放任

（ネグレクト）

食事や入浴・洗濯・排せつなどの世話をほとんどしない。食事や水分を与えない。医療などを受けさせない。心身を衰弱させる。虐待を見て見ぬふりをする。 など

【こんなサインが…】

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- 学校や職場などに出てこない。 など

【問い合わせ】

福祉課(サンコスモ古賀内)

☎692-1078

## 「虐待かも？」 そう感じたら、 すぐに連絡を！

「虐待」は、虐待をしている人が、「自分は虐待をしている」という意識や自覚を持たず行っていることがあり、例えば「指導やしつけ、教育」という名のもとに虐待をしてしまっている場合も多くあります。

家族や施設従事者、雇用主側も身体的、心理的な負担が重なったときは、最初は小さなことがきっかけでも、エスカレートして「虐待」に至ってしまうケースも。また虐待を受けている人も、障がいの特性から自分が虐待を受けていると認識できていないことがあります。

### 障がい者虐待防止法では

- ・ **養護者**（障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人）
  - ・ **障がい者福祉施設従事者**（障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員）
  - ・ **使用者**（障がい者を雇っている事業主）
- から障がい者への虐待を発見した人は通報する義務があります。

また障がい者虐待を受けた人は届出ができます。

虐待（かもしれない行為）を発見したり、受けたりしたときはすぐに障がい者虐待防止センターへ連絡することが虐待防止には必要不可欠です。

通報者の秘密は守られます

通報者が施設従事者の場合は、解雇などの不利益な扱いをされないように保護されます。

障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出などのご連絡は

古賀市障がい者虐待防止センター

☎944-2441 FAX 944-2442

F 811-3103 古賀市中央5-3-15

(古賀市障がい者生活支援センター「咲」内)

✉saki@fukuoka-colony.net

※平日の昼間の時間帯（8時30分～17時）以外のお電話については「障がい者支援施設」のみの里へ転送され、お話を伺います。



# もっとわかりあって もっと暮らしやすいまちへ

4月から事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されます

【問い合わせ】 福祉課 ☎692・1078

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら「共に生きる社会」の実現をめざした障がい者差別解消法。令和3年にその一部が改正され、この4月から施行されます。その改正のキーワードが「合理的配慮」です。皆さんはこの言葉、ご存じですか？

## 「合理的配慮」とは？

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービスは、障がいのない人には利用に支障がなくても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動が制限されてしまうことがあります。

このような状態を「社会的なバリア」がある状態といいます。

「合理的配慮」とは、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」と意思が伝えられたときに、それぞれの障がいの特性や困りごとに合わせて、負担が重くなり過ぎない範囲で行われる配慮のことです。

## 4月からの改正点

これまで、事業者については、合理的配慮の提供は「努力義務」でしたが、4月1日から「義務化」されます。

### 努力義務 → 義務

- **事業者**…商業その他の事業を行う団体・店舗であり、目的の営利・非営利や個人・法人の別を問いません。また、個人事業主やボランティア活動をするグループも事業者に位置づけられます。
- **障がいのある人**…障がい者手帳の有無は問いません。



## 合理的配慮には対話が重要です

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解しながら共に対応案を検討することが重要になります。

障がいのある人からの申し出への対応が難しい場合でも、お互いが持っている情報や意見を伝え合い対話に努めることで、実現可能な手段を一緒に考えていくことがたいせつです。

## こちらもご覧ください

障がいのある人への合理的配慮ガイドブック (福岡県)



▶ ガイドブック

商品・サービス・役務の提供や医療など、分野別のガイドブックもあります。



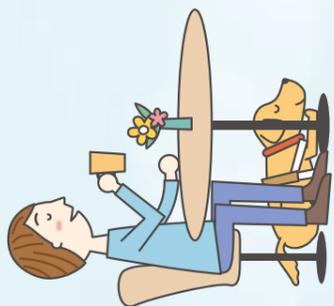
▶ 動画

※動画もあります。

## 合理的配慮の具体例

同じ障がいでも、必要な配慮は個人によって違います。また、困りごとの解決方法も、ひとつではありません。話し合うことで、いい方法を見つけられます。

(参考)「合理的配慮の提供等事例集」(内閣府)



|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>飲</b></p> <p>食店で車椅子のまま着席したい。<br/>→<br/>備え付けの椅子を片付けて車椅子のまま着席できるスペースを確保した。</p>   | <p><b>難</b></p> <p>聴のため筆談を希望したが弱視のため細かいペンや小さい文字では読みづらい。<br/>→<br/>太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。</p>                        | <p><b>文</b></p> <p>字の読み書きに時間がかかると、会議の板書を最後まで書き写すことができない。<br/>→<br/>書き写す代わりに板書をスマートフォンなどで撮影できるようにした。</p> |
| <p><b>待</b></p> <p>合室など人の多い場所では、気分が不安定になったり、じっとしていられなくなってしまう。<br/>→<br/>順番が来るまで別室で待ってもらい、順番が来たら職員が呼びに行った。</p>                | <p><b>デ</b></p> <p>データで受け取った書類がPDF形式のため、画像として情報認識され、読み上げソフトを使用することができない。<br/>→<br/>テキスト情報が残るように、形式変換したものを送信した。</p> | <p><b>弱</b></p> <p>視難聴があり、スポーツ大会でスタート合図の音が聞こえにくく、スタート合図はピストル音と光の両方を使って行った。</p>                          |
| <p><b>半</b></p> <p>身麻痺はあるが、フォークを使わずに手で食事ができる。しかし、皿を支えることができずに皿が動いてしまい、食べにくい。<br/>→<br/>滑りにくい素材のマットがあったので、敷いて皿が動かないようにした。</p> | <p><b>知</b></p> <p>障がいがあり、文書を理解することが難しい。簡易な言葉の使用、ルビを振るなどの対応をしてほしい。<br/>→<br/>文書にルビを付けて、難しい部分は電話で直接説明した。</p>        | <p><b>弱</b></p> <p>視のため、階段の段差が分かりにくい不安である。<br/>→<br/>階段の縁に目立つ色の滑り止めを設置し、段差を認識しやすいようにした。</p>             |

## こんなときはどうなるの？

**Q** 飲食店での食事介助や温泉施設での入浴介助など、身体介護に当たる行為を求める申し出があった場合には、お断りすると合理的配慮の不提供となるのでしょうか。

**A** 身体介護に当たる行為は、それを事務・事業の一環として行っている場合を除き、お断りしても合理的配慮の不提供には当たりません。

**Q** 店舗入口にスロープを設置していませんが、合理的配慮の不提供となるのでしょうか。

**A** スロープが設置されていなくても、合理的配慮の不提供には当たりません。

しかし、別の入口を案内する、職員が支援するなど、スロープ以外の方法で障がいのある人が入店できるよう検討しましょう。また、恒常的に障がいのある人の対応に支障をきたしているのであれば、施設改修などの環境整備に努めてください。

まずは何ができるか考えてみるのがたいせつです

## 「？」と思ったときは

県に専門の相談窓口がありますので、ご利用ください。

福岡県障がい福祉課  
障がい者差別解消専門窓口

電話：643-3143

メール：sabetsukaiyo@pref.fukuoka.lg.jp



\*専門相談員の派遣制度もあります。詳しくはこちら▶